

議第 1 2 5 号

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

市議会議員の期末手当の支給率を改定するため改正しようとする。

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）

第2条 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。